

(9) PR活動について

下記以外の活動でPR活動か判断が難しい場合は協会までお問い合わせください。

PR活動に該当しない例

- ・庭園・展示のコンセプトや見どころ、各季節の注目ポイントを紹介するパネルやスクリーン、サイネージの設置
- ・庭園・展示のコンセプトや見どころ、各季節の注目ポイントを出展者が来場者へ説明
- ・演出用のスクリーン、サイネージの使用
- ・出展作品の理解促進を目的として行われる出展者情報や価格等が含まれない植物、資材、生産物等の説明を記載したパネルやスクリーン、サイネージの設置（企業ロゴや企業名が含まれる場合はPR活動とする。）

PR活動に該当する例

- ・銘板の他に庭園の一部としての出展者名の設置（例：花苗などの配置で会社名を作成）
- ・パネルやサイネージ、スクリーンを活用した企業、団体、個人、自治体の活動紹介（地方公共団体における観光や地場産品の需要喚起につながる活動を含む）
- ・企業名・ロゴを付したユニフォームを着用しての出展者による説明
- ・商品名や価格、販売店を記載した製品、サービスの紹介
- ・デモンストレーション、体験活動（ワークショップ、ゲーム、工作など）
- ・チラシ、サンプリング、試供品の提供

(9) PR活動について

PR活動面積の考え方（屋内）

屋内出展におけるPR活動の面積換算方法は以下のとおりです。
PR活動が可能な面積は、出展面積の5%と1㎡でいずれか大きい方の面積です。

【参考】面積換算の考え方

- ・ポスターサイネージ等の場合
A0：1㎡ A1：0.5㎡ A2：0.25㎡ A3：0.13㎡
B0：1.5㎡ B1：0.75㎡ B2：0.37㎡ B3：0.19㎡
- ・配布・説明者の場合 一人あたり0.75㎡

PR活動	PR活動として換算する面積
作品で表現したPR内容（例：花文字）	PR内容が占める面積（四角形でとらえる）
パネル、サイネージ、スクリーン、のぼり（壁掛け、イーゼルや足があるもの）	パネル、サイネージ、スクリーン、のぼりの面積
企業名・ロゴを付したユニフォームを着用しての出展者による説明	出展者が占有する面積
出展者による出展者、製品、サービスに関する説明	
机・椅子のある商談型	机・椅子が占有する面積
出展者が来場者に対して説明する場合	出展者（説明者）が占有する面積
商談ブース	ブースの占有面積
物品（チラシ、サンプリング、試供品）、名刺の配布	配布者の占有する面積（設置の場合は占有面積）
机上、パンフレットラックにチラシ・広告・アンケートを掲示	机、パンフレットラックの占有面積
デモンストレーション、体験	出展者（実施者）や来場者、作品が占有する面積

(補足資料) PR活動の具体例について

庭園・展示のコンセプトや見どころ、各季節の注目ポイントを紹介等するパネルにおける、企業、団体、個人、自治体の活動紹介・商品名や価格、販売店を記載した製品、サービスの紹介を含む場合のPR活動の面積換算は以下のとおりです。

花き等の紹介パネル例 ①



PR換算

〇〇企業の
「□□□ (花の名前)」は



PR換算

〇〇企業
□□□ (花の名前)

「□□□ (花の名前)」は

(補足資料) PR活動の具体例について

花き等の紹介パネル例 ②

PR換算



□□□□ (花の名前)

〇〇企業にて

企業
ロゴ



□□□□ (花の名前)

△△植物園にて見ることができます

〇〇市◇◇町でも
見ることができます



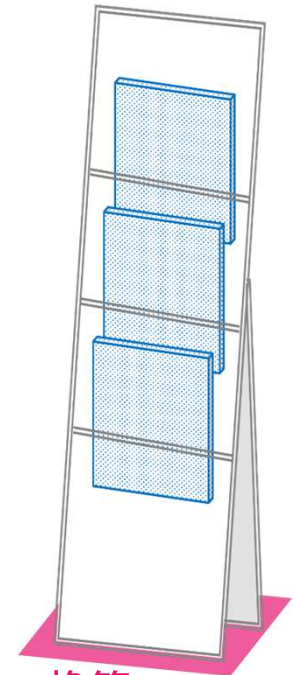
□□□□ (花の名前)



□□□□ (花の名前)

見どころ等はチラシをご覧ください

チラシラック



PR換算
(ラックの占有面積)

花き等の見どころ等をご紹介する場合、地方公共団体における観光や地場産品の需要喚起につながる活動はPR活動に換算されます。具体的には、地名、観光名所・施設名等を記載した場合はPR活動です。

(9) PR活動について

PR活動における留意事項

■ 屋外・屋内出展共通

- ・マイクや拡声器を使用した案内は控えてください。
- ・広告用動画の音声や音楽は周辺の出展区画に聞こえない音量にしてください。
- ・脚がある広告物を設置する場合には、来場者が転倒しないよう対策を講じてください。
⇒ 脚をテープ等で色付けすることや周辺を立入禁止にするなど
- ・イーゼルやのぼり、ポスター等はウェイトを付けるなど転倒防止策を行ってください。
- ・PR活動が出展区画外へ出ることが無いようにしてください。
- ・サンプリング、試供品については配布できないものがあります。事前にご相談ください。

■ 禁止事項

- ・出展区画内における、出展面積の5%を超える範囲でのPR活動
- ・出展区画内における、有償での商品・サービスの提供
- ・出展区画の入場料を徴収すること
- ・寄付を募ること
- ・その他、上記の出展条件及び本要領に記載する内容に反すること

【禁止事項への措置】

出展者が禁止事項に定められた行為を行い、博覧会協会からの是正勧告があったにもかかわらず改善されない場合には、不信行為とみなし契約を解除する場合があります。